

現 行	修 正 案	備 考
<p>②現地本部警察班長は、防護対策地区に係る立入禁止及び警戒区域に係る制限措置を実施するとともに、必要に応じ、交通規制を実施するものとする。</p> <p>(2)海上の立入制限等の措置</p> <p>宮城海上保安部長は、本部長（知事）又は関係市町長の要請に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを禁止又は禁止するものとする。</p> <p>7 治安の確保</p> <p>県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等各種犯罪の未然防止に務めるものとする。</p> <p>8 火災の予防</p> <p>県は、管轄の消防本部及び国と協力のの上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。</p> <p>9 飲食物の摂取制限等</p> <p>(1) 飲食物の検査</p> <p>県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</p> <p>(2) 摂取制限等の措置</p> <p>県は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料3-7-5）参照</p>	<p>②現地本部警察班長は、防護対策地区に係る立入禁止及び警戒区域に係る制限措置を実施するとともに、必要に応じ、交通規制を実施するものとする。</p> <p>II 海上の立入制限等の措置</p> <p>宮城海上保安部長は、<u>県災害対策本部長（知事）</u>又は関係市町長の要請等に基づき、警戒区域内の海域に、<u>防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。</u></p> <p>第7節の2 治安の確保及び火災の予防</p> <p>1 治安の確保</p> <p>県は、<u>緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）</u>における治安の確保について<u>警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。</u>特に、<u>避難のための立ち退きの勧告又は指示等</u>を行った地域及びその周辺において<u>パトロールや生活の安全に関する情報の提供等</u>を実施し、<u>盗難等各種犯罪の未然防止に務めるものとする。</u></p> <p>2 火災の予防</p> <p>県は、<u>管轄の消防本部及び国と協力のの上、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。</u></p> <p>第7節の3 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) 他の防護措置との関係</p> <p>県は、<u>避難や屋内退避等の緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 飲食物の検査</p> <p>県は、<u>OILによるスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p>(3) 出荷制限、摂取制限等の措置</p> <p>県は、<u>OILや食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</u></p> <p>農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料3-7-5）参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・別節を設置 ・見出しの追加 ・記載の適正化 ・意見No.32 ・番号繰り上げ ・記載の適正化 ・別節を設置 ・見出しの追加 ・他の防護措置との関係を追加 ・番号繰り下げ ・OILに係る修正 ・記載の適正化 ・記載の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>緊急時における判断及び防護措置実施の基準（資料3-2-6）</p> <p>(3) 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>本部長は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を関係市町長に指示した時は、<u>県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章9節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、関係市町と協力して関係住民等への応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲及び順位</p> <p>緊急輸送の範囲は以下のものとし、<u>県は、関係市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</u></p> <p>①第1順位 ○救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ○負傷者の搬送 ○対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送（国の現地対策本部長、県の現地本部長、関係市町の災害対策本部長等）</p> <p>②第2順位 ○コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 ○避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域から優先的に避難） ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）</p> <p>③第3順位 ○その他緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員等）</p> <p>④第4順位 ○住民の生活を確保するために必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）</p> <p>⑤第5順位 ○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送体制の確立</p> <p>①本部長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p>	<p>(4) 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>県は、飲料水、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等の措置を講じた場合等において、県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章19節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、市町村と協力して住民等への応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲及び順位</p> <p>県は、<u>緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</u></p> <p>①第1順位 ○救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ○負傷者の搬送 ○原子力災害合同対策協議会全体会議の構成員等（国の現地対策本部長、県の現地本部長、関係市町の災害対策本部長等）</p> <p>②第2順位 ○コンクリート屋内退避所、避難所・避難場所等を維持・管理するために必要な人員、資機材 ○避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域から優先的に避難） ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）</p> <p>③第3順位 ○その他緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員等）</p> <p>④第4順位 ○住民の生活を確保するために必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）</p> <p>⑤第5順位 ○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送体制の確立</p> <p>①県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・OILの本編取り込みによる削除 ・番号繰り下げ ・記載の適正化 ・OILに係る修正 ・記載の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・意見No.146 ・方針決定会議の廃止に伴う変更 ・記載の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>②本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、資料2-3-9の関係機関ほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請するものとする。</p> <p>③本部長は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に依頼する支援助するものとする。</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速かつ円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>①県警察は、現場の警察職員が無線を活用するとともに、関係機関等からの情報を含め通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>②県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>③県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たっては、防災関係機関等と連携を図るほか、原子力災害合同対策協議会においては、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第9節 救助・救急及び消火活動</p> <p>1 資機材の確保</p> <p>県は、関係市町の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じて他都道府県又は原子力事業者その他の事業者等からの協力により、救助・救急及び消火活動のための措置を講ずるものとする。</p> <p>2 応援要請</p> <p>(1) 県内他市町村等への応援要請</p>	<p>②本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、資料2-3-9の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や周辺都道府県に支援を要請するものとする。</p> <p>③本部長は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に依頼する支援助するものとする。</p> <p>2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速かつ円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>①県警察は、現場の警察職員が無線を活用させるとともに、関係機関等からの情報を含め通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>②県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>③県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たっては、防災関係機関等と連携を図るほか、原子力災害合同対策協議会においては、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第9節 救助・救急及び消火活動</p> <p>1 資機材の確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の事業者等からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>2 応援要請</p> <p>(1) 市町村からの応援要請</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.35</p> <p>・OILに係る修正</p> <p>・記載の適正化</p>

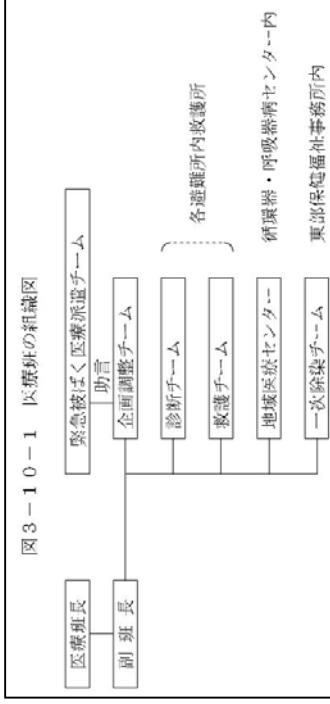
現 行	修 正 案	備 考
<p>本部長は、関係市町長から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村長等、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が搬行することを原則とする。</p> <p>(2) <u>他都道府県への応援要請</u></p> <p>本部長は、関係市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合、又は周囲の状況から県内の消防庁では対処できないと判断した場合、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに当該関係市町長に連絡するものとする。</p> <p>なお、原子力災害緊急事態宣言が発出された場合、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。</p> <p>(3) 応援要請時の留意事項</p> <p>応援要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間 ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員 ③ 関係市町への進入経路及び集結（待機）場所 ④ <u>その他</u></p>	<p>県は、<u>緊急事態応急対策実施区域を含む市町村</u>から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村長等、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が搬行することを原則とする。</p> <p>(2) <u>広域的な応援要請</u></p> <p>県は、<u>緊急事態応急対策実施区域を含む市町村</u>から他都道府県の応援要請を求められた場合、又は周囲の状況から県内の消防庁では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに要請のあった市町村に連絡するものとする。</p> <p>なお、原子力災害緊急事態宣言が発出された場合、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。</p> <p>(3) 応援要請時の留意事項</p> <p>応援要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間 ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員 ③ <u>緊急事態応急対策実施区域を含む市町村等への進入経路及び集結（待機）場所</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • O I Lに係る修正 • 記載の適正化 • O I Lに係る修正 • 記載の適正化
<p>第10節 緊急時医療活動</p> <p>1 原子力災害時の緊急時医療体制</p> <p>(1) 医療班の活動体制</p> <p>現地本部は、原子力災害が発生し、又は原子力緊急事態宣言が発出された場合において、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療をニューアルに基づき医療班のもとに緊急時医療活動を実施するものとする。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請</p>	<p>第10節 <u>被ばく医療活動</u></p> <p>1 原子力災害時の<u>被ばく医療体制</u></p> <p>(1) 医療班の設置</p> <p><u>原子力施設の機能が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、県現地災害対策本部（現地本部）が設置され、現地本部の下に医療班が編成される。</u> <u>放射性物質の放出を伴う状況となった場合、医療班は、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルに基づき被ばく医療活動を実施するものとする。</u></p> <p>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（資料3-10-1）</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請</p> <p>県災害対策本部長は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、<u>東北大学病院、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）</u>、<u>日本赤</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急事態区分による記載に修正 • 記載の適正化 • 意見No.159 • 記載の適正化 • 記載の適正化 • 記載の適正化 • 記載の適正化 • 記載の適正化 • 記載の適正化 • 記載の適正化 • 記載の適正化
<p>(2) 関係機関等への協力要請</p> <p>本部長は、医療班の設置に当たり、必要に応じて国（原子力災害対策本部）に対し、<u>放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> • 記載の適正化 • 記載の整理及

現 行	修 正 案	備 考
<p>という。)、大学病院等の医療関係者から成る緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請するとともに、日本赤十字社宮城県支部、(社)宮城県医師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>また、本部長は、必要と認められる場合は、東北大学病院長、国立病院機構仙台医療センター院長をはじめ地域の基幹医療機関の長に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p>	<p>十字社宮城県支部、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「宮城県立病院機構」という。）等の医療機関並びに社団法人宮城県医師会（以下「宮城県医師会」という。）及び公益社団法人宮城県放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供について協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 医療班の活動</p> <p>医療班は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学付属病院等より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなど、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。</p> <p>また、コンクリート屋内退避所や避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行うとともに、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p>	<p>・ 統合 ・ 追加 ・ 医療班の活動について規定</p>
<p>(3) 医療班の組織及び業務</p> <p>① 医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 緊急被ばく医療派遣チームの要員 ロ 日本赤十字社宮城県支部、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等派遣の要員 ハ 宮城県立病院機構、県保健福祉事務所の要員 ニ 地域医療機関の要員 ホ (社)宮城県医師会 ヘ 県保健福祉部職員 ト 消防機関派遣の救急隊員 チ 関係市町の協力要員</p> <p>なお、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの要員は、資料1-7-1のとおりである。</p>	<p>(4) 消防庁等に対する要請</p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は市町村等から被ばく医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁等の緊急輸送関係省庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>(5) 医療班の組織及び業務</p> <p>① 医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 医療機関要員（東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、日本赤十字社石巻赤十字病院、地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター等派遣の要員） ロ 地域医療機関（関係市町立病院等）の要員 ハ 宮城県医師会員、一般社団法人宮城県薬剤師会員、公益社団法人宮城県放射線技師会員 ニ 消防機関（石巻地区広域行政事務組合消防本部等）派遣の救急隊員 ホ 県保健福祉部職員、県保健福祉事務所員 ト 関係市町の協力要員 チ 緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言要員（資料1-7-1） テ その他要員（県防災航空隊等）</p>	<p>・ 記載位置の移動 ・ 記載の適正化 ・ 番号繰り下げ ・ 記載の整理及び統合 ・ 原子力防災緊急時被ばく医療マニュアル等を踏まえ修正 ・ 文章から項目に移動</p>

現 行

修 正 案

備 考



② 医療班の編成

医療班のチームの編成基準は表3-10-1のとおりとし、その編成は資料3-10-1のとおりとする。

企画調整チーム、救護チーム及び診断チームには、リーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの医療活動を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。

医療チームを編成して緊急時医療活動を実施する医療機関の責任者は、医療活動状況を随時医療班長に報告するものとする。

表3-10-1 医療班のチーム編成

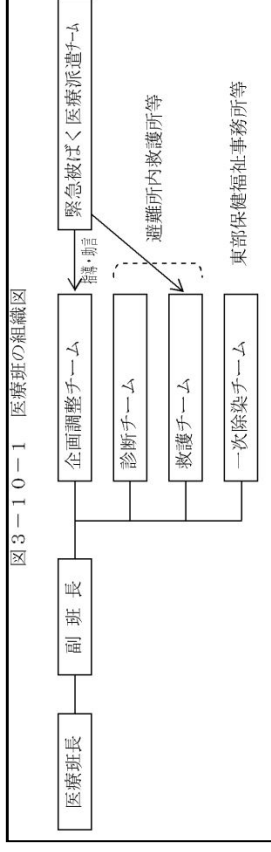
チーム名	編 成 基 準
企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によって編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。
救護チーム	1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。
診断チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。
地域医療センター	上記救護チーム及び診断チーム各1班により編成する。
一次除染チーム	医師、各県保健福祉事務所内に設置。

③ 医療班の業務

医療班の業務は、表3-10-2のとおりとする。

表3-10-2 医療班の業務

チーム名	業 務
企画調整チーム	1 緊急時医療活動実施のための情報収集に関すること。



② 医療班の編成

医療班の各チームの編成は表3-10-1のとおりとする。

各チームには、リーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの医療活動を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。

表3-10-1 医療班のチーム編成

チーム名	編 成
企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によって編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。
救護チーム	1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関の救急隊が当たる。
診断チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を得る。
一次除染チーム	医師、各県保健福祉事務所等に設置。

③ 医療班の業務

医療班の業務は、表3-10-2のとおりとする。

表3-10-2 医療班の業務

チーム名	業 務
企画調整チーム	1 緊急時医療活動実施のための情報収集に関すること。

- ・体制図の修正
- ・救護及び診断チームに地域医療センターが高層として削除

- ・記載の適正化
- ・記載の簡素化
- ・記載の適正化

- ・記載の適正化

- ・記載の適正化
- ・記載の適正化

現 行		修 正 案		備 考
救護チーム	<p>2 緊急時医療活動実施計画の策定に関すること。</p> <p>3 緊急時医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること</p> <p>1 発電所周辺の公共施設及び避難所等への救護所の開設に関すること。</p> <p>2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。</p> <p>1 発電所周辺の公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。</p> <p>2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関すること。</p> <p>一般傷病者に対する当該医療機関の所在地における医療活動の実施に関すること。</p>	<p>企画調整チーム</p> <p>1 被ばく医療活動実施のための情報収集に関すること。</p> <p>2 被ばく医療活動実施計画の策定に関すること。</p> <p>3 被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。</p> <p>救護チーム</p> <p>1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関すること。</p> <p>2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。</p> <p>診断チーム</p> <p>1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関すること。</p> <p>2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関すること。</p> <p>一次除染チーム</p> <p>1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記事の適正化 記事の適正化 記事の適正化 記事の適正化 記事の適正化 一次除染チームの行を追加 県医療班以外の記載を削除 記事の適正化 記事の適正化 記事の適正化 県医療班以外の記載を削除 記事の適正化 	
2 原子力災害時の緊急時医療活動の実施	<p>原子力災害時の緊急時医療活動の実施は、図3-10-2 (1)で示す系統図に従って行われるものとする。</p> <p>(1) 一般医療の実施</p> <p>救護チームは開設した救護所において、医療チームを編成する医療機関はその所在地において、それぞれ一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</p> <p>また、救護チームは、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-10-2) 参照</p> <p>(2) 放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施</p> <p>東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、宮城県立病院機構、県保健福祉事務所等の各医療機関等より派遣された医療関係者等からなる診断チームは開設した診療所において、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、住民等の汚染検査や被ばく線量の推定を行い、除染等を実施するものとする。</p> <p>緊急時における判断及び防護措置実施の基準（資料3-2-6）</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤服用の指示</p> <p>本部長は、国の原子力災害現地対策本部長より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。</p> <p>なお、緊急の場合、本部長は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示</p>	<p>2 原子力災害時の被ばく医療活動の実施</p> <p>原子力災害時の被ばく医療活動の実施は、図3-10-2 (1)で示す系統図に従って行うものとする。</p> <p>(1) 一般医療の実施</p> <p>救護チームは開設した救護所において一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</p> <p>また、救護チームは、コンクリート屋内退避所、避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-10-2) 参照</p> <p>(2) 放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施</p> <p>診断チームは開設した診療所において、必要に応じて緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言を受けるなどにより、住民等の汚染検査を行いOILに基づき除染等を実施するとともに、被ばく線量の推定を行うものとする。</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤服用に係る対応</p> <p>第7節第1項第5号に規定する安定ヨウ素剤の服用にあたり、医療班の医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員は協力するものとする。</p> <p>また、医療班は安定ヨウ素剤の服用に関する副作用発生時における対応（応急</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記事の適正化 記事の適正化 記事の適正化 記事の適正化 記事の適正化 OIL本編取り込みに伴う削除 記事の適正化 緊急時の安定ヨウ素剤服用に係る対応について記載 	

現 行	修 正 案	備 考
<p>するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。</p> <p>(4) 初期被ばく医療機関への移送</p> <p>救護チームは、必要に応じて被ばく患者を石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院*の初期被ばく医療機関に移送するものとする。</p> <p>※現在休止中</p> <p>(5) 二次又は三次被ばく医療機関への移送</p> <p>医療班長は、(2)の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（宮城県立病院機構循環器・呼吸器病センター内）の二次被ばく医療機関に移送するものとする。この際、二次被ばく医療機関へは原則として救護チームが移送を行うものとし、三次被ばく医療機関へは関係機関の協力を得て空路又は陸路にて移送を行うものとする。</p> <p>(6) 移送手段の要請</p> <p>本部長は、自ら必要と認める場合、又は関係市町長から被ばく患者の放射線障害専門病院等への移送について要請があった場合は、消防庁長官に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>(7) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</p> <p>国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目的に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>	<p>措置や医療機関への搬送)を実施するものとする。</p> <p>(4) 初期被ばく医療機関への搬送</p> <p>救護チームは、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院*の初期被ばく医療機関に搬送するものとする。</p> <p>※現在休止中</p> <p>(5) 二次又は三次被ばく医療機関への搬送</p> <p>医療班長は、(2)の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城立循環器・呼吸器病センター内）の二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に搬送するものとする。この際、二次被ばく医療機関へは原則として救護チームが搬送を行うものとし、三次被ばく医療機関へは関係機関の協力を得て空路又は陸路にて搬送を行うものとする。</p> <p>(6) 緊急時の公衆の被ばく線量の把握</p> <p>国、指定公共機関及び県は連携し、原子力災害対策本部の指示の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目的に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.1 ・意見 No.168 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・意見 No.146 ・第1項第4号に移動 ・番号繰り上げ ・記載の適正化 ・記載の適正化

現行

修正案

備考

図3-10-2 緊急時医療活動等実施系統図

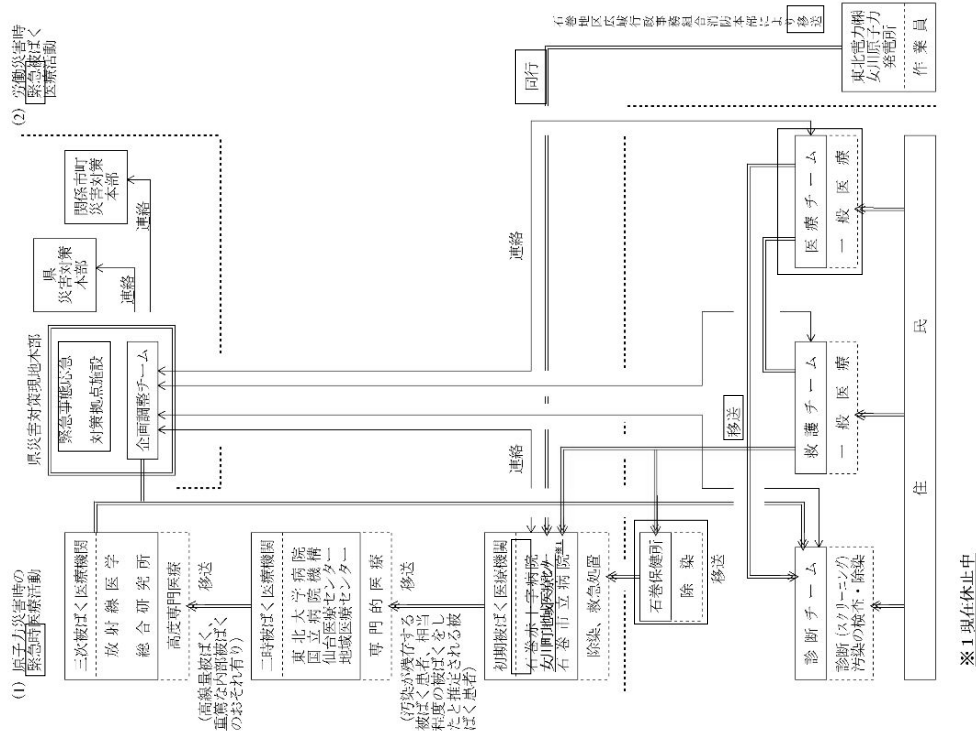
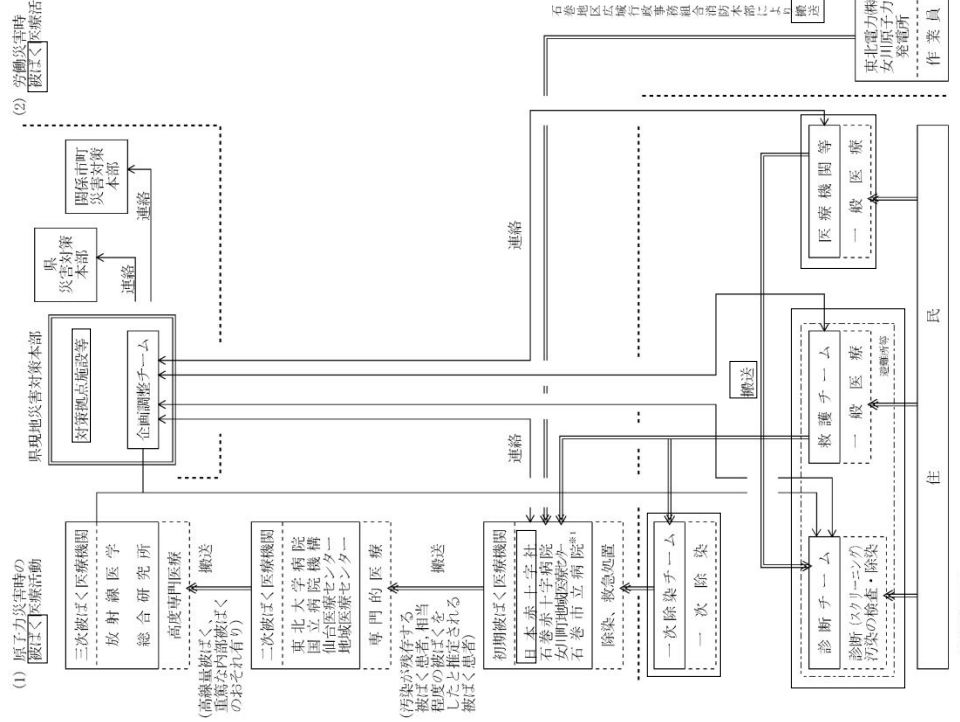


図3-10-2 被ばく医療活動等実施系統図



第11節 労働災害時の緊急被ばく医療活動

原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、被ばく、汚染をともなう可能性のある負傷者が発生した場合及びその社会的影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、図3-10-1

第11節 労働災害時の被ばく医療活動

原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合及びその社会的影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、図3-10-2（2）で示す系統

- 記載の適正化
- 記載の適正化
- 記載の適正化

• 記載の適正化

• 記載の適正化

• 記載の適正化

• 記載の適正化

• 記載の適正化

• 記載の適正化

• 記載の簡素化

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 (2) で示す系統図に従って、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の緊急時医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力災害が発生している場合は、現地本部医療班において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととする。</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の患者の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院の初期被ばく医療機関に消防機関の協力を得て移送するものとする。</p> <p>※現在休止中</p> <p>(2) 初期被ばく医療機関における対応</p> <p>搬送された患者に対して、除染、救急措置等の初期被ばく医療を実施するものとする。</p> <p>(3) 二次又は三次被ばく医療機関への移送</p> <p>初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を消防機関の協力を得て東北大学病院及び国立病院機構仙台医療センターの二次被ばく医療機関又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に移送するものとする。</p> <p>(4) 移送手段の要請</p> <p>知事は、自ら必要と認める場合、又は医療機関から被ばく患者の放射線障害専門病院等への移送について要請があった場合は、消防庁長官に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。</p> <p>運搬中に事故が発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（放射線物質安全輸送関係省庁）は、放射性物質輸送事故対策会議（特定事象に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議）の開催、国の職員及び専門家の現地へ</p>	<p>図に従って、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の被ばく医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至っている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととする。</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院の初期被ばく医療機関に消防機関の協力を得て移送するものとする。</p> <p>※現在休止中</p> <p>(2) 初期被ばく医療機関における対応</p> <p>搬送された患者に対して、除染、救急措置等の初期被ばく医療を実施するものとする。</p> <p>(3) 二次又は三次被ばく医療機関への搬送</p> <p>初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を消防機関の協力を得て東北大学病院及び国立病院機構仙台医療センターの二次被ばく医療機関又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に移送するものとする。</p> <p>(4) 搬送手段の要請</p> <p>知事は、自ら必要と認める場合、又は医療機関から被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁長官に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。</p> <p>運搬中に事故が発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うこととなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・意見 No.146 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

現 行	修 正 案	備 考									
<p>の派遣等を行うこととなる。</p> <p>県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>1 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置</p> <p>(1) 事故発生等の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目的として、連絡系統図（資料3-11-1）により、県をはじめ宮邸（内閣官房）、原子力規制委員会、国土交通省、市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に、特定事象発生通報様式（資料3-11-2）を用いて文書を送信するものとする。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者の応急措置</p> <p>原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署、宮城海上保安部と協力して、必要な応急措置を実施するものとする。</p> <p>2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとりべき措置</p> <p>(1) 県及び市町村の措置</p> <p>事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。</p>	<p>県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>1 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置</p> <p>(1) 事故発生等の通報連絡</p> <p>原子力事業者の連絡責任者は、<u>原子力事業者防災業務計画に基づき</u>、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目的として、連絡系統図（資料3-11-1）により、<u>県をはじめ内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部等に</u>、特定事象発生通報様式（資料3-11-2）を用いて文書を送信することとなっている。さらに、主要な機関等に対しては<u>その着信を確認することとなっている。</u></p> <table border="1" data-bbox="646 376 965 1227"> <caption>表 3-1-2-1 通報基準</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>原災法第10条 (特定事象)</th> <th>原災法第15条 (原子力緊急事態)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線量率</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1mの場所での火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に100μSv/h以上の線量を検出</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1mの場所での火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に10mSv/h以上の線量を検出</td> </tr> <tr> <td>放射性物質</td> <td>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又はその蓋然性が高い場合</td> <td>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、放射性物質の種類に応じ、告示に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいした場合又は当該漏えいの蓋然性が高い場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 原子力事業者の応急措置</p> <p>原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署、宮城海上保安部と協力して、必要な応急措置を実施するものとする。</p> <p>2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとりべき措置</p> <p>(1) 県及び市町村の措置</p> <p>事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。</p>		原災法第10条 (特定事象)	原災法第15条 (原子力緊急事態)	線量率	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所での火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に100μSv/h以上の線量を検出	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所での火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に10mSv/h以上の線量を検出	放射性物質	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又はその蓋然性が高い場合	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、放射性物質の種類に応じ、告示に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいした場合又は当該漏えいの蓋然性が高い場合	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 <ul style="list-style-type: none"> EAL枠外の基準について追加
	原災法第10条 (特定事象)	原災法第15条 (原子力緊急事態)									
線量率	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所での火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に100μSv/h以上の線量を検出	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所での火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に10mSv/h以上の線量を検出									
放射性物質	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又はその蓋然性が高い場合	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、放射性物質の種類に応じ、告示に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいした場合又は当該漏えいの蓋然性が高い場合									

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 警察署、消防署、海上保安部の措置</p> <p>① 事故の通報を受けた警察署は、直ちにその旨を県警察本部に報告するとともに、<u>事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じた、警察職員による安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p>② 事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県総務部（危機対策課）に報告するとともに、<u>事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じた、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p>③ 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、<u>事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じた、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。</u></p>	<p>(2) 警察署、消防署、海上保安部の措置</p> <p>① 事故の通報を受けた警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、<u>事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p>② 事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県に報告するとともに、<u>事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</u></p> <p>③ 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、<u>事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.32 ・意見 No.36 <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・意見 No.36 ・意見 No.158 <ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.36
<p>第13節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生に伴い、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>1 ボランティアの受入れ等</p> <p>県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるとする。ボランティアの受入れに際して、<u>治安の維持や、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するものとする。</u></p> <p>また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。</p> <p>2 国民等からの義援物資等の受入れ</p> <p>① 被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、<u>受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。</u>また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるとする。</p> <p>② 国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設ける</p>	<p>第13節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生に伴い、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>1 ボランティアの受入れ等</p> <p>県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるとする。ボランティアの受入れに際して、<u>放射線防護を要する状況を踏まえ、老人介護や通訳等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するものとする。</u></p> <p>また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。</p> <p>2 国民等からの義援物資等の受入れ</p> <p>① 県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、<u>市町村の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。</u>また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるとする。</p> <p>② 県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>とともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>③義援金の配分については、県が義援金収集団体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p>	<p>ニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等が、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすることについて、協力を呼びかけるものとする。</p> <p>③義援金の配分については、県が義援金収集団体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
<p>第14節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定められた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定められた業務継続計画等に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの指示又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>	<p>第14節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定められた業務継続計画等に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの指示又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が发出された場合の原子力災害事後対策を中心としたものであるが、これ以外の場合であつても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を发出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言・指示に基づき、原子力緊急事態急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、県は、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が发出された場合の原子力災害事後対策を中心としたものであるが、これ以外の場合であつても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を发出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言・指示に基づき、原子力緊急事態急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、県は、解除実施状況を確認するものとする。 <u>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</u></p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、<u>国の総括の下</u>、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>	<p>・フォント変更</p> <p>・交通規制に係る記載を追加</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成</p> <p>1 災害地域住民等の記録</p> <p>県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。</p> <p>被災地住民登録様式（資料4-5-1）</p> <p>2 影響調査の実施</p> <p>県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。</p> <p>3 災害対策措置状況の記録</p> <p>県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第8節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>県は、国及び関係市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の<u>適正な流通の促進のため</u>の科学的根拠に基づき広報活動を行うものとする。</p> <p>第9節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1) 県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。</p> <p>(2) 県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な</p>	<p>ものとする。</p> <p>第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成</p> <p>1 災害地域住民等の記録</p> <p>県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。</p> <p>被災地住民登録様式（資料4-5-1）</p> <p>2 影響調査の実施</p> <p>県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。</p> <p>3 災害対策措置状況の記録</p> <p>県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第8節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>県は、国及び関係市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の<u>適正な流通等が確保されるよう</u>科学的根拠に基づき広報活動を行うものとする。</p> <p>第9節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1) 県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。</p> <p>(2) 県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な</p>	<p>• 記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>県は国と連携して、被災した中小企業等に対して、必要に応じて災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口の設置などを行うものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係市町とともに、原子力発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>	<p>復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>県は国と連携して、被災した中小企業等に対して、必要に応じて災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口の設置などを行うものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係市町とともに、原子力発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>	<p>・意見No.37</p>